

## 都市計画法施行規則第60条の規定による開発許可等不要証明申請

(令和8年7月2日現在)

[illegible]

※「新(着色)」表示は、新規掲載分です。

※関係各課との協議により上記内容は変更される場合があります。

※掲載期間は受付日からおおよそ1年間です。